

# 会 費 規 程

## (目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人兵庫県中小企業診断士協会（以下「本会」という。）の正会員、準会員、賛助会員及び特別会員の入会金及び会費について定めることを目的とする。

## (入会金)

第2条 入会金の金額は、30,000円とする。

- 2 正会員、準会員、賛助会員及び特別会員は、入会金を入会申込書に添え納入するものとする。
- 3 社団法人中小企業診断協会兵庫県支部の会員で、本会設立と同時に本会の会員となった者については、入会金を免除するものとする。
- 4 過去に会員であった者が再入会する場合、退会が他協会への転籍でありかつ理由が転勤及び主たる活動地域の変更等、退会が妥当な理由であったと会長が判断できる場合においては、入会金は免除する。
- 5 前項において、入会金の免除を希望する者は、所定の入会金免除申請書を提出するものとする。

## (会 費)

第3条 会費の金額は、次のとおりとする。

- 一 正会員 年額 45,000円  
(但し、一般社団法人中小企業診断協会会費の当該年度分(15,000円)を含む。)
  - 二 準会員 年額 30,000円
  - 三 賛助会員(個人) 年額 30,000円
  - 四 賛助会員(法人) 年額1口50,000円とし、1口以上
  - 五 特別会員 年額 30,000円
- 2 会費は、毎年6月30日までに、当該事業年度分の年額を持参又は所定の預貯金口座への振込み等により納入するものとする。
- 3 新規入会者は、入会時に当該事業年度分の年額を納入するものとする。ただし、5月1日から翌年の3月31日までの間に入会した場合は、入会した月以降の月割計算による額を納入するものとする。また、正会員においては、会費年額45,000円のうち、本部会費の当該年度分(15,000円)と、協会会費分(30,000円)のうち、入会した月以降の月割計算による額を合算して納入するものとする。
- 4 会費未納により、強制退会となった者が再度入会を認められた場合、過去に未納であった会費を納入しなければならない。

## (必要事項の承認)

第4条 この規程を実施するための必要事項は、理事会の承認を得てこれを定める。

## (規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会及び社員総会の承認を得なければならない。

## 附 則

この規程は、平成28年6月1日から適用する。